

ディスクロージャー開示基準

1
2
3
4
5
6

巻末付録

開示項目	
相互会社	株式会社
I 保険会社の概況及び組織*	
1 沿革	1 同 左
2 経営の組織*	2 同 左*
3 店舗網一覧	3 同 左
4 基金の状況 <上位5以上の基金拠出者の氏名、基金拠出額、基金総額に占める割合>*	4 資本金の推移 5 株式の総数 6 株式の状況 (発行済株式の種類等) (大株主<上位10以上の株主の氏名、持株数、発行済株式総数に占める割合>)*
5 総代氏名 (総代の役割) (選考方法) (主な保険種別・職業別・年齢別・社員資格取得時期別・地域別による構成)	7 主要株主の状況
6 社員構成	8 同 左*
7 評議員氏名 (制度の趣旨) (評議員の役割) (職業・年齢)	9 同 左*
8 取締役及び監査役(役職名・氏名)(※1)*	10 同 左*
9 会計参与の氏名又は名称(※2)*	11 同 左
10 会計監査人の氏名又は名称*	12 同 左
11 従業員の在籍・採用状況	13 同 左
12 平均給与(内勤職員)	
13 平均給与(営業職員)	
14 総代会傍聴制度(議事録)	
II 保険会社の主要な業務の内容*	
1 主要な業務の内容*	1 同 左*
2 経営方針	2 同 左
III 直近事業年度における事業の概況*	
1 直近事業年度における事業の概況*	1 同 左*
2 契約者懇談会開催の概況	2 同 左
3 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例	3 同 左
4 契約者に対する情報提供の実態	4 同 左
5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	5 同 左
6 営業職員・代理店教育・研修の概略	6 同 左
7 新規開発商品の状況	7 同 左
8 保険商品一覧	8 同 左
9 情報システムに関する状況	9 同 左
10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	10 同 左
IV 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標*	
V 財産の状況*	
1 貸借対照表*	1 同 左*
2 損益計算書*	2 同 左*
3 キャッシュ・フロー計算書(※3)*	3 同 左*
4 基金等変動計算書*	4 株主資本等変動計算書*
5 剰余金処分又は損失処理に関する書面*	
6 保険業法に基づく債権の状況* (破産更生債権及びこれらに準ずる債権)* (危険債権)* (三月以上延滞債権)* (貸付条件緩和債権)* (正常債権)*	5 同 左* (同 左)* (同 左)* (同 左)* (同 左)*
7 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況*	6 同 左*
8 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)* (直近の二事業年度におけるソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額)* (直近の二事業年度における適格資本の額の構成に関する事項)* (直近の二事業年度における所要資本の額の構成に関する事項)* (経済価値ベースのバランスシートに関する事項)* (外国証券の種類別差異調整に関する事項)* (保険負債の商品別差異調整に関する事項)* (ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項)*	7 同 左* (同 左)* (同 左)* (同 左)* (同 左)* (同 左)* (同 左)* (同 左)*

開示項目	
相互会社	株式会社
(適格資本の額及び所要資本の額の変動要因分析に関する事項)* (ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項)* (ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続及び体制の概要)*	(同 左)*
9 有価証券等の時価情報(会社計)* (有価証券)* (金銭の信託)* (デリバティブ取引)*	8 同 左* (同 左)* (同 左)* (同 左)*
10 経常利益等の明細(基礎利益)	9 同 左
11 計算書類等について保険業法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨*	10 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨*
12 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨*	11 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨*
13 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨(※4)	12 同 左
14 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的な内容*	13 同 左*
VI 業務の状況を示す指標等*	
1 主要な業務の状況を示す指標等 (1)決算業績の概況 (2)保有契約高及び新契約高* (3)個人保険及び個人年金保険の年換算保険料(保険種別別、通貨別)* (4)社員配当の状況*	1 同 左 (1)同 左 (2)同 左* (3)同 左* (4)契約者配当の状況*
2 保険契約に関する指標等 (1)保有契約増加率* (2)解約失効率(対年度始)* (3)死亡率(個人保険主契約) (4)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数* (5)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合* (6)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合* (7)未収受再保険金の額* (8)第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合*	2 同 左 (1)同 左* (2)同 左* (3)同 左 (4)同 左* (5)同 左* (6)同 左* (7)同 左* (8)同 左*
3 経理に関する指標等 (1)支払備金明細表 (2)責任準備金明細表* (3)責任準備金残高の内訳* (4)個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別、通貨別)* (5)特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数* (6)社員配当準備金明細表* (7)引当金明細表* (8)特定海外債権引当勘定の状況*(特定海外債権引当勘定)* (対象債権額国別残高)* (9)保険料明細表 (10)保険金明細表 (11)年金明細表 (12)給付金明細表 (13)解約返戻金明細表 (14)減価償却費明細表 (15)事業費明細表* (16)借入金残存期間別残高	3 同 左 (1)同 左 (2)同 左* (3)同 左* (4)同 左* (5)同 左* (6)契約者配当準備金明細表* (7)同 左* (8)同 左* (同 左)* (同 左)* (9)同 左 (10)同 左 (11)同 左 (12)同 左 (13)同 左 (14)同 左 (15)同 左* (16)同 左
4 資産運用に関する指標等 (1)資産運用の概況 (年度の資産の運用概況)	4 同 左 (1)同 左 (同 左)

開示項目	
相互会社	株式会社
(ポートフォリオの推移<資産の構成及び資産の増減>)*	(同 左)*
(2)運用利回り*	(2)同 左*
(3)主要資産の平均残高*	(3)同 左*
(4)資産運用収益明細表*	(4)同 左*
(5)資産運用費用明細表*	(5)同 左*
(6)利息及び配当金等収入明細表*	(6)同 左*
(7)有価証券売却益明細表*	(7)同 左*
(8)有価証券売却損明細表*	(8)同 左*
(9)有価証券評価損明細表*	(9)同 左*
(10)商品有価証券明細表*	(10)同 左*
(11)商品有価証券売買高	(11)同 左*
(12)有価証券残存期間別残高及びその合計額*	(12)同 左*
(13)業種別株式保有明細表*	(13)同 左*
(14)貸付金明細表*	(14)同 左*
(15)貸付金残存期間別残高	(15)同 左*
(16)国内企業向け貸付金企業規模別内訳*	(16)同 左*
(17)貸付金業種別内訳*	(17)同 左*
(18)貸付金担保別内訳*	(18)同 左*
(19)有形固定資産明細表*	(19)同 左*
(有形固定資産の明細)*	(同 左)*
(不動産残高)*	(同 左)*
(20)固定資産等処分益明細表*	(20)同 左*
(21)固定資産等処分損明細表*	(21)同 左*
(22)賃貸用不動産等減価償却費明細表	(22)同 左*
(23)海外投融資の状況	(23)同 左*
(資産別明細)*	(同 左)*
(地域別構成)*	(同 左)*
(外貨建資産の通貨別構成)	(同 左)
(24)海外投融資利回り*	(24)同 左*
5 有価証券等の時価情報(一般勘定)	5 同 左
(有価証券)	(同 左)
(金銭の信託)	(同 左)
(デリバティブ取引)	(同 左)
VII 保険会社の運営*	
1 リスク管理の体制*	1 同 左*
2 法令遵守の体制*	2 同 左*
3 法第二百一十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性*	3 同 左*
4 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称	4 同 左*
指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合、当該生命保険会社の法第百五条の二第一項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*	
5 個人データ保護について	5 同 左
6 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	6 同 左
VIII 特別勘定に関する指標等*	
1 特別勘定資産残高の状況*	1 同 左*
2 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過	2 同 左
3 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況*	3 同 左*
(1)保有契約高	(1)同 左
(2)年度末資産の内訳*	(2)同 左*
(3)運用収支状況*	(3)同 左*
(4)有価証券等の時価情報	(4)同 左
(有価証券)	(同 左)
(金銭の信託)	(同 左)
(デリバティブ取引)	(同 左)
IX 信託業務に関する指標(※5)	
IX 保険会社及びその子会社等の状況*	
1 保険会社及びその子会社等の概況*	1 同 左*
(1)主要な事業の内容及び組織の構成*	(1)同 左*
(2)子会社等に関する事項*	(2)同 左*
(名称)*	(同 左)*
(主たる営業所又は事務所の所在地)*	(同 左)*
(資本金又は出資金の額)*	(同 左)*
(事業の内容)*	(同 左)*
(設立年月日)*	(同 左)*
(保険会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合)*	(同 左)*
(保険会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合)*	(同 左)*
2 保険会社及びその子会社等の主要な業務*	2 同 左*
(1)直近事業年度における事業の概況*	(1)同 左*

開示項目	
相互会社	株式会社
(2)主要な業務の状況を示す指標*(経常収益)*	(2)同 左*
(経常利益又は経常損失)*	(同 左)*
(親会社に帰属する当期純剰余又は親会社に帰属する当期純損失)*	(親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失)*
(包括利益)*	(同 左)*
(総資産)*	(同 左)*
(ソルベンシー・マージン比率)*	(同 左)*
3 保険会社及びその子会社等の財産の状況*	3 同 左*
(1)連結貸借対照表*	(1)同 左*
(2)連結損益計算書及び連結包括利益計算書(※6)*	(2)同 左*
(連結損益計算書)*	(同 左)*
(連結包括利益計算書)*	(同 左)*
(3)連結キャッシュ・フロー計算書*	(3)同 左*
(4)連結基金等変動計算書*	(4)連結株主資本等変動計算書*
(5)保険業法に基づく債権の状況*(破産更生債権及びこれらに準ずる債権)*	(5)同 左*
(危険債権)*	(同 左)*
(三月以上延滞債権)*	(同 左)*
(貸付条件緩和債権)*	(同 左)*
(正常債権)*	(同 左)*
(6)保険会社及びその子会社等並びに保険持株会社及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況(連結ソルベンシー・マージン比率)*	(6)同 左*
(直近の二事業年度におけるソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額)*	(同 左)*
(直近の二事業年度における適格資本の額の構成に関する事項)*	(同 左)*
(直近の二事業年度における所要資本の額の構成に関する事項)*	(同 左)*
(経済価値ベースのバランスシートに関する事項)*	(同 左)*
(有価証券の種類別の経済価値評価額に関する事項)*	(同 左)*
(保険負債の商品別差異調整に関する事項)*	(同 左)*
(ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項)*	(同 左)*
(適格資本の額及び所要資本の額の変動要因分析に関する事項)*	(同 左)*
(連結ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項)*	(同 左)*
(連結ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続及び体制の概要)*	(同 左)*
(7)子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)*	(7)同 左*
(8)セグメント情報*	(8)同 左*
(9)連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨*	(9)連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨*
(10)代表者が連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨(※7)	(10)同 左
(11)事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容*	(11)同 左*
4 保険会社及びその子会社等のリスク管理の体制*	4 同 左*

注 *印は法律で開示することが定められている項目
(※1)委員会設置会社にあつては、項目名を「取締役及び執行役(役職名・氏名)」とする。
(※2)会計参与設置会社の場合。
(※3)連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合は不要とする。
(※4)金融商品取引法に基づき有価証券報告書に確認書を添付する会社、及び連結財務諸表を作成する会社は不要とする。
(※5)信託業務を営む場合に限る。(本項目を設ける場合は、以降の番号を繰り下げ)
(※6)「連結損益計算書」、「連結包括利益計算書」は、単一の計算書に表示する方法により、「連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。
(※7)金融商品取引法に基づき有価証券報告書に確認書を添付する会社は不要とする。

貸借対照表

1
2
3
4
5
6

巻末付録

(資産の部)	
1	現金及び預貯金 現金 預貯金
2	コールローン
3	買現先勘定
4	債券貸借取引支払保証金
5	買入金銭債権
6	商品有価証券
7	金銭の信託
8	有価証券 国債 地方債 社債 株式 外国証券 その他の証券
9	貸付金 保険約款貸付 一般貸付
10	有形固定資産 土地 建物 リース資産 建設仮勘定 その他の有形固定資産
11	無形固定資産 ソフトウェア のれん リース資産 その他の無形固定資産
12	代理店貸
13	再保険貸
14	その他資産 未収金 前払費用 未収収益 預託金 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券 金融派生商品 金融商品等差入担保金 仮払金 リース投資資産 その他の資産
15	前払年金費用
16	繰延税金資産
17	再評価に係る繰延税金資産
18	支払承諾見返
19	貸倒引当金 (控除項目として計上)
資産の部合計	

(負債の部)	
20	保険契約準備金 支払備金 責任準備金 社員配当準備金 [契約者配当準備金]
21	代理店借
22	再保険借
23	短期社債
24	社債
25	[新株予約権付社債]
26	その他負債 売現先勘定 債券貸借取引受入担保金 借入金 未払法人税等 未払金 未払費用 前受収益 預り金 預り保証金 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 借入有価証券 売付有価証券 金融派生商品 金融商品等受入担保金 リース債務 資産除去債務 仮受金 その他の負債
27	退職給付引当金
28	役員退職慰労引当金
29	価格変動準備金
30	金融商品取引責任準備金
31	繰延税金負債
32	再評価に係る繰延税金負債
33	支払承諾
負債の部合計	

(純資産の部)	
相互会社	株式会社
34	34
35	43
36	44
37	
38	
39	45
	46
	47
基金等合計	株主資本合計
40	40
41	41
42	42
評価・換算差額等合計	評価・換算差額等合計
	株式引受権
	48
純資産の部合計	純資産の部合計
負債及び純資産の部合計	負債及び純資産の部合計

[]は株式会社の場合

損益計算書

(経常損益)

1	経常収益
2	保険料等収入 保険料 再保険収入
3	資産運用収益 利息及び配当金等収入 預貯金利息 有価証券利息・配当金 貸付金利息 不動産賃貸料 その他利息配当金 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収益 為替差益 貸倒引当金戻入額 その他運用収益 特別勘定資産運用益
4	その他経常収益 年金特約取扱受入金 保険金据置受入金 その他の経常収益
5	経常費用
6	保険金等支払金 保険金 年金 給付金 解約返戻金 その他返戻金 再保険料
7	責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 社員〔契約者〕配当金積立利息繰入額
8	資産運用費用 支払利息 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 為替差損 貸倒引当金繰入額 貸付金償却 賃貸用不動産等減価償却費 その他運用費用 特別勘定資産運用損
9	事業費
10	その他経常費用 保険金据置支払金 税金 減価償却費 退職給付引当金繰入額 その他の経常費用
11	経常利益 (又は経常損失)

(特別損益)

12	特別利益 固定資産等処分益 負ののれん発生益 保険業法第112条評価益 その他特別利益
13	特別損失 固定資産等処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損 その他特別損失
14	[契約者配当準備金繰入額]
15	税引前当期純剰余〔純利益〕 (又は税引前当期純損失)
16	法人税及び住民税 国際最低課税額に対する法人税等
17	法人税等調整額
18	法人税等合計
19	当期純剰余〔純利益〕 (又は当期純損失)

[]は株式会社の場合

1

2

3

4

5

6

巻末付録

貸借対照表の用語

資産の部

1 現金及び預貯金

生命保険会社は保険料として集めた資金を有価証券や貸付金などで運用していますが、保険金・年金・給付金などの支払いにあてる資金も必要のため、資産の一部を現金（外国通貨を含む通貨、当座小切手、送金小切手など）や、短期間の運用目的で預金（定期預金、通知預金、譲渡性預金、外貨預金）として保有しています。

2 コールローン

他の金融機関に対して行う短期間（1日～2週間程度）の貸付で、一時的な余裕資金の運用手段として行っています。

3 買現先勘定

一定期間後に一定の価格で売戻すことを条件に債券などを購入する買現先取引により発生した金銭債権を計上します。これは、債券などを担保とした金融取引の性格も有しています。

4 債券貸借取引支払保証金

現金担保付債券貸借取引（レポ取引）により担保として差し入れた額を計上します。

5 買入金銭債権

下記「8. 有価証券」に該当しない証券などを計上します。具体的には、コマーシャル・ペーパー（CP）や住宅抵当証書、商品投資受益権証書、一般貸付債権信託受益権証書などがあります。

6 商品有価証券

投資目的ではなく、不特定多数の投資家への販売を目的として保有している有価証券です。生命保険会社は、法令により、いわゆる公共債ディーリング業務が認められています。

7 金銭の信託

生命保険会社が保有する有価証券などと帳簿価額を分離して運用する目的で、信託銀行に金銭を信託する勘定です。信託銀行に委託された資金の運用は、生命保険会社などの指図に基づき、信託銀行がその執行と管理にあたります。

8 有価証券

（国債・地方債・社債・株式・外国証券・その他の証券）

有価証券のうち、「国債」「地方債」「社債」はそれぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業等の発行する債券への投資で三者をあわせて「公社債」ともいいます。

「株式」は国内企業の発行する株式への投資です。

「外国証券」は米国債等、海外の国・企業などが発行する「外国債券」や、海外の企業が発行する外国株式等、海外の国・企業などが発行する有価証券への投資の総称です。

「その他の証券」は証券投資信託受益証券や株式以外の出資証券など上記の有価証券以外の証券です。

9 貸付金

（保険約款貸付・一般貸付）

生命保険会社の貸付金は「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。「保険約款貸付」には2種類あり、1つは、契約者が資金を必要としたときに解約返戻金の一定範囲内で利用できる「保険契約者貸付」というものです。もう1つが、保険料の払い込みが一時的に困難になり、払込猶予期間内に払い込まれない場合に、保険契約の失効を防ぐため解約返戻金の範囲内で、保険料とその利息の合計額の立て替えを行う「保険料振替貸付」です。

一方、「一般貸付」は保険約款貸付以外の貸付で、内外の企業に対する貸付、国・政府機関に対する貸付、住宅ローンなどがあります。

10 有形固定資産

（土地・建物・リース資産・建設仮勘定・その他の有形固定資産）

有形固定資産には、土地、建物、リース資産、建設仮勘定、その他の有形固定資産が含まれます。土地とは投資用建物・営業用店舗・宅宅などの土地、建物とは投資用建物・営業用店舗・宅宅など、リース資産とはリース物件・リース投資資産、建設仮勘定とは不動産の取得に伴って支出した金額で、引き渡しを受け、それぞれ土地・建物などの本来の科目に振り替えるまでに一時的に計上する勘定です。

その他の有形固定資産とは、有形固定資産のうち、土地、建物、リース資産、建設仮勘定に計上されないもので、自動車・コンピュータ・備品などが含まれます。

11 無形固定資産

無形固定資産とは、有形固定資産のように形はないものの、企業が排他的に利用でき、収益をもたらす財産を指します。具体的には、のれんや知的財産権、電話加入権、ソフトウェア、リース資産などが含まれます。

12 代理店貸

生命保険会社は、保険の募集・集金業務を行うために代理店と委託または請負契約を結んでいます。代理店貸とは、その代理店に対する債権総額です。代理店で取り扱った新契約について、集金した保険料は生命保険会社に送金しますが、事業年度末時点で保険会社に入金（着金）されていない場合などに発生します。

13 再保険貸

再保険契約に基づいて授受される再保険料・保険金などに関する再保険会社に対する債権（未収金額）の総額です。

14 その他資産

（未収金・未収収益・預託金・金融派生商品など）

他のいずれの科目にも属さない資産です。主なものは、債権金額が確定しているにもかかわらずその代金の回収が行われていないものを計上する未収金、貸付金に係る未収利息や不動産の未収賃賃料などを計上する未収収益、供託金や土地・建物を賃借する場合の保証金などを計上する預託金や次の金融派生商品などです。

*金融派生商品（資産の部）

金融派生商品（デリバティブ）取引に係る期末の評価額を計上します。原則として、資産・負債にそれぞれ表示します。

15 前払年金費用

年金財政計算による年金掛金が退職給付費用を超過する状態が継続することにより、年金資産の額が企業年金制度にかかる退職給付債務（退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率や予想される残存勤務期間に基づき割り引いて計算した額）に当該企業年金制度にかかる未認識過去勤務債務（退職給付水準の改訂などによって発生した退職給付債務の増加または減少部分を過去勤務債務といい、このうち費用として処理されていないものごと）および未認識数理計算上の差異（年金資産の期待収益率と実際の運用成果との差異、退職給付債務の計算に用いた見積数値と実際との差異および見積数値の変更などにより発生した差異を数理計算上の差異といい、このうち費用として処理されていないものごと）を加減した額を超える場合には、当該超過額は退職給付債務から控除することはできないので、前払年金費用として処理します。

これは、企業年金制度の掛金計算に用いられる財政方式と退職給付費用の計算方式は異なりますが、長期間を経て従業員に給付する時点では一致することになるため、経過勘定としての前払年金費用として処理します。

16 繰延税金資産

税効果会計（20ページをご参照ください）を適用した場合に、将来の会計期間において回収が見込まれる税金の額を計上します。

17 再評価に係る繰延税金資産

「土地の再評価に関する法律」に基づき、土地再評価を実施した事業用土地の再評価額が直前の帳簿価額を下回る場合の、税効果相当額を計上します（「土地再評価差額金」（37ページ）の解説をご参照ください）。

18 支払承諾見返

（「支払承諾」（37ページ）の解説をご参照ください）

19 貸倒引当金

貸付金やその他の債権が相手先の破産などにより回収不能となる危険に備え、取立不能見込額を予め準備する目的で、引当計上します。表示上は資産の控除項目として資産の部に計上します。

生命保険会社では、資産の自己査定に基づき、貸倒実績率等合理的な方法により算出した一般貸倒引当金の他、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定を貸倒引当金に計上します。

*個別貸倒引当金

個別の債務者に対する貸付金などについて、回収不能または回収不能の懸念がある場合に、その回収不能額または回収不能見込額を当期の費用として計上します。

*特定海外債権引当勘定

発展途上国や国内情勢の不安定な国など、特定の海外向け貸付の回収不能額または回収不能見込額を算出し計上します。

負債の部

20 保険契約準備金

保険契約準備金は、保険業法において将来の保険金などの支払いに備えて積み立てた義務付けられているもので、支払備金、責任準備金、社員（契約者）配当準備金があります。

*支払備金

支払義務が発生している保険金、返戻金その他の給付金のうち、決算期末時点で、いまだ未払いとなっているものについて、その支払いのために必要な金額を積み立てる準備金のことです。なお、支払事由の報告は受けていないが、その支払事由が既に発生したと考えられる金額についても、支払備金に積み立てることとしています。

*責任準備金

責任準備金は、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積み立てた義務付けられている準備金です。責任準備金の積立方式の代表的なものには、「平準純保険料式」と「チルメル式」があります。

*社員（契約者）配当準備金

社員（契約者）配当準備金は、保険契約に対する配当を行うために積み立てられた準備金です。

21 代理店借

代理店貸の逆で、代理店への債務額を計上します。保険の募集・集金等を行う代理店に支払う手数料などの未払分を計上します（「代理店貸」（36ページ）の解説もご参照ください）。

22 再保険借

再保険貸の逆で、生命保険会社と再保険会社との間の再保険契約に基づいて授受される再保険料・保険金などに関する債務の総額です（「再保険貸」（36ページ）の解説もご参照ください）。

23 短期社債

自社の発行した短期社債の額を計上します。

24 社債

自社の発行した社債の額を計上します。

25 新株予約権付社債（株式会社）

株式会社において使用される勘定科目で、自社の発行した新株予約権付社債の額を計上します。

26 その他負債

（債券貸借取引受入担保金・借入金・未払金・未払費用・金融派生商品、リース債務など）

他のいずれの科目にも属さない負債です。主なものは、未払いの税金や経費などを計上する未払費用や、不動産賃貸に伴い受け入れた保証金、敷金などを計上する預り保証金や、リース物件に係る債務や次の金融派生商品、債券貸借取引受入担保金などです。

*金融派生商品（負債の部）

（「金融派生商品（資産の部）」（36ページ）の解説をご参照ください）

*債券貸借取引受入担保金

現金担保付債券貸借取引（レボ取引）により担保として受け入れた額を計上します（「債券貸借取引支払保証金」（36ページ）の解説をご参照ください）。

27 退職給付引当金

退職給付債務の額に未認識過去勤務債務と数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を差し引いた額を計上します。

28 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、会社の役員（取締役・監査役・執行役など）に対する退職慰労金の支払いに備え、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上します。

29 価格変動準備金

株式などの価格変動の著しい資産について、その価格が将来下落したときに生じる損失に備えることを目的に、保険業法第115条第1項に基づいて積み立てる金額です。

30 金融商品取引責任準備金

金融商品取引法第48条の3第1項の規定に基づき、金融商品取引取次業務などの認可を受けた生命保険会社が、金融商品取引等の受託などに係る事故による委託者の損失の補填に備えて積み立てる金額です。

31 繰延税金負債

税効果会計（20ページをご参照ください。）を適用した場合に、将来の会計期間において支払が見込まれる税金の額を計上します。

32 再評価に係る繰延税金負債

「土地の再評価に関する法律」に基づき、土地再評価を実施した事業用土地の再評価額が直前の帳簿価額を上回る場合の、税効果相当額を計上します（「土地再評価差額金」（37ページ）の解説をご参照ください）。

33 支払承諾

生命保険会社には、保険業法において債務の保証が付随業務として認められています。保険会社は、顧客からの依頼に基づき顧客の第三者に対する債務について、その支払いを保証した場合、保険会社が実際に顧客に代わり第三者への債務を弁済することが考えられます。この場合、保険会社は本来の債務者である顧客に対し求償権（代わって弁済したお金を返してもらう権利）を取得します。「支払承諾」とは、保証先に対して保証している債務の総額を偶発的に発生する債務として貸方に計上するものです。この場合、「支払承諾見返」を借方に同額計上しますが、これは保証している債務を債務者に代わって弁済した場合に、顧客に対して生じる求償権を偶発的に発生する債権として計上するものです。

純資産の部

34 基金（相互会社）・資本金（株式会社）

相互会社において株式会社の資本金にあたるものが基金（29ページ）です。保険業法第6条の規定により、保険会社については、相互会社では基金（基金償却積立金を含む）の総額、株式会社では資本金の額が10億円以上とされています。

35 基金申込証拠金（相互会社）

決算期末時点で基金に振替えられていない基金の申込証拠金を、基金とは別区分で計上します。

36 基金償却積立金（相互会社）

相互会社が基金を償却する場合に保険業法の規定により積み立てを義務付けられている積立金です。償却額と同額の基金償却積立金の積み立てが義務付けられています。

37 再評価積立金（相互会社）

昭和25年の資産再評価法により、動産・不動産・株式・その他の資産の再評価額と簿価との差額を積み立てたものです。株式会社については、同法の規定で昭和48年に資本準備金に組み入れられ消滅しましたが、相互会社については同法の適用がなくそのまま残されているものです。

38 基金償却積立金減少差益（相互会社）

基金償却積立金の取り崩しによって生じる剰余金を計上します。

39 剰余金又は欠損金（相互会社）

（損失填補準備金・任意積立金・当期末処分剰余金又は当期末処理損失）

*損失填補準備金

担保資金を増強し将来の損失に備えるため、保険業法第58条により、基金（基金償却積立金を含む）の総額（定款でこれを上回る額を定めるときは、その額）に達するまでは、毎決算期（3月末）に剰余金の処分として支出する金額の0.3%以上を積み立てることが義務付けられています。

*任意積立金

任意積立金は、剰余金処分で積み立てられる積立金のうち、保険業法などで積み立てが強制されることのない積立金です。積み立てにあたっては総代会へ付議し、承認を得なければなりません。これらの積立金については、その内容を示す科目を記載することになっています。また、これらの積立金には特定の目的をもって積み立てられる目的積立金と特定目的のない別途積立金があります。

各社が積み立てている任意積立金は、海外投資等損失準備金、退職手当積立金、社員配当平衡積立金、不動産圧縮積立金、社会厚生事業増進積立金、別途積立金などがあります。

*当期末処分剰余金又は当期末処理損失

当期末処分剰余金は、基金等変動計算書において算出されたものです。なお、相互会社においては、剰余金の処分としての社員配当準備金の繰り入れが総代会の決議事項であるため社員配当準備金繰入前の金額になっています（「社員（契約者）配当準備金」（37ページ）の解説もご参照ください）。

40 その他有価証券評価差額金

生命保険会社の保有する有価証券のうち、「売買目的有価証券」、「責任準備金対応債券」、「満期保有目的の債券」、「子会社・関連会社株式」のいずれにも分類されない「その他有価証券」について、時価で評価し、その評価損益を、税効果分を除いて貸借対照表に計上します。

41 繰延ヘッジ損益

繰延ヘッジを適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額から税効果相当分を控除した額を計上します。

42 土地再評価差額金

「土地の再評価に関する法律」に基づく土地の再評価に伴う再評価差額から、再評価にかかる繰延税金負債の金額を控除した金額、または再評価に係る繰延税金資産の金額を加えた金額を計上します。土地の再評価は、事業用の土地を時価で評価するとともに、税効果反映後の評価差額を純資産に計上する制度で、平成10年度から平成13年度までの決算で、一度だけ実施することが認められました。

1

2

3

4

5

6

43 新株式申込証拠金（株式会社）

決算期末時点で資本金に振替えられていない新株式の申込証拠金を、資本金とは別区分で計上します。

44 資本剰余金（株式会社）

資本剰余金とは、株主などからの出資額（または負担額）のうち資本金に組み入れられなかった部分等であり、資本金とともに企業内に維持または拘束されるものです。資本準備金およびその他資本剰余金などがあります。

45 利益剰余金（株式会社）

利益剰余金とは、企業の経済活動の結果から生じた資本の増加部分であり、利益を源泉としたものです。利益準備金・任意積立金・繰越利益剰余金などがあります。

*利益準備金

会社法によって定められている準備金で、剰余金の配分を行う場合、資本準備金と利益準備金の合計が一定の額に達するまでは、その配当により減少する剰余金の額の5分の1を資本準備金または利益準備金として積み立てなければなりません。

*任意積立金

剰余金処分として積み立てる積立金のうち、会社法などで強制されないものです。株式会社において、株主資本等変動計算書の中で繰り入れられます。

*繰越利益剰余金

利益剰余金のうち、利益準備金および任意積立金に計上されていないものです。株式会社は、契約者配当準備金を損益計算書上で繰り入れることが可能であるため、繰越利益剰余金については、相互会社の当期末処分剰余金と異なり、契約者配当準備金の繰り入れ後の額が記載されます。

46 自己株式（株式会社）

株式会社で使用される科目で、保険会社が所有する自社の株式が計上されます。なお、連結貸借対照表では、親会社および連結子会社が所有する親会社株式が計上されます。

47 自己株式申込証拠金（株式会社）

自己株式の処分のために払込んだ額を、自己株式の処分を認識するまでの期間計上します。

48 新株予約権（株式会社）

株式会社に対して行使することにより、その会社の株式の交付を受けられる権利です。発行価額を記載し、その権利が行使され、対価が払込まれた際に資本金又は資本準備金に振替えます。

損益計算書の用語

經常損益

1 經常収益

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益です。生命保険会社の場合、保険料等収入、資産運用収益、その他經常収益に区分されています。

2 保険料等収入

（保険料・再保険収入）

契約者から払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大宗をなしています。再保険収入もここに含まれます。

3 資産運用収益

（利息及び配当金等収入、商品有価証券運用益、金銭の信託運用益など）

資産運用による収益で、利息や配当金のほかには有価証券売却益なども含まれます。

*利息及び配当金等収入

資産運用収益の中心となる収益で、主なものは預貯金利息、有価証券利息・配当金、貸付金利息、不動産賃貸料です。

*商品有価証券運用益

商品有価証券に係る売却損益、評価損益などを計上します。これらの損益を合計して、益が出た場合には「商品有価証券運用益」、損が出た場合には「商品有価証券運用損」を計上します。

*金銭の信託運用益

信託銀行へ信託した金銭を有価証券などで運用した結果として得られた収益を計上します。逆に運用結果が損失となった場合には「金銭の信託運用損」（39ページ）に計上します。

*売買目的有価証券運用益

商品有価証券、金銭の信託、特別勘定以外の売買目的有価証券から生ずる全ての損益（売却損益・償還損益・利息配当金等収入・評価損益等）を一括して計上します。これらの損益を合計して、益が出た場合は「売買目的有価証券運用益」に、損が出た場合は「売買目的有価証券運用損」に計上します。

*有価証券売却益

有価証券を売却した場合、売却価額が帳簿価額を上回った場合に、その差額を計上します。なお、有価証券売却益は、あわせて有価証券の種類別に次のように分類して表示します。

- ・国債等債券売却益：新株予約権付社債を除く公社債および公社債投信から発生する売却益を計上。
- ・株式等売却益：株式、新株予約権付社債および株式投信から発生する売却益を計上。
- ・外国証券売却益：外国証券から発生する売却益を計上。

*有価証券償還益

公社債の償還金のうち、その帳簿価額を超える金額（金利調整差額を除く）を計上します。

*金融派生商品収益

みなし決済により時価評価したデリバティブ取引の評価損益および期中の実現損益を計上します。これらの損益を合計して、益が出た場合は「金融派生商品収益」に、損が出た場合は「金融派生商品費用」に計上します。

*為替差益

外貨建の取引では、取引時と決済時、あるいは外貨建債権等を決算時のレートで換算した時に円と外国通貨の為替レートが異なることにより益や損が発生します。為替差益は、この為替レートによる損益を計上します。期中の収益合計と損失合計を相殺して、益がでた場合は「為替差益」に、損がでた場合は「為替差損」に計上します。なお、外国証券の売買および期末評価に係る為替差損益は、それぞれの科目（「外国証券売却益」「外国証券売却損」「外国証券評価損」）に含まれています。

*貸倒引当金戻入額

（「貸倒引当金繰入額」（39ページ）の解説をご参照ください）

*その他運用収益

上記の収益に含まれない資産運用収益を計上します。具体的には公社債の引き受けに係る手数料などがあります。

*特別勘定資産運用益

特別勘定から生ずる全ての資産運用収益、資産運用費用を計上します。これらを合計して、益が出た場合は「特別勘定資産運用益」に、損が出た場合は「特別勘定資産運用損」に計上します。

4 その他經常収益

（保険金据置受入金等）

主なものは、保険金据置受入金、責任準備金戻入額、支払備金戻入額です。

*保険金据置受入金

保険金の支払いが起こった場合でも、お客さまによっては一度にその全額を必要としないケースもあります。そのような方のために生命保険会社では、所定の利息をつけて保険金をお預かりする制度がありますが、この制度の受入金を計上します（「保険金据置支払金」（39ページ）の解説もご参照ください）。

*責任準備金戻入額

責任準備金の取崩額が積立額を上回る場合に計上します（「責任準備金等繰入額」（38ページ）の解説をご参照ください）。

*支払備金戻入額

支払備金の取崩額が積立額を上回る場合に計上します（「責任準備金等繰入額」（38ページ）の解説をご参照ください）。

5 經常費用

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する費用です。生命保険会社の場合、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費、その他經常費用に区分されています。

6 保険金等支払金

保険金、年金、給付金、返戻金などの保険契約上の支払いを計上します。再保険契約による支払保険料もここに計上します。

7 責任準備金等繰入額

（支払備金繰入額、責任準備金繰入額、社員（契約者）配当金積立利息繰入額）

生命保険会社特有の決算手続きとして、責任準備金および支払備金については、毎期年度末（3月末）に、前年度計上額を一旦全額戻入し、当年度の必要額を新たに全額繰り入れる方法（洗い替え方式）により積み立てられます。損益計算書の表示は、（繰入額－戻入額）の差額で表示されますので、繰入額が戻入額を上回る場合には、責任準備金繰入額・支払備金繰入額として表示され、戻入額が繰入額を上回る場合には、責任準備金戻入額・支払備金戻入額として表示されます。

*社員（契約者）配当金積立利息繰入額

社員（契約者）配当金の支払方法のうち、契約応当日から利息をつけて保険会社に積み立てておく方法による社員（契約者）配当金は、契約の消滅または契約者の支払請求などにより実際の支払いが行われるまで社員（契約者）配当準備金の中に利息をつけて留保されます。社員（契約者）配当金積立利息繰入額は、社員（契約者）配当準備金に繰り入れる当年度の利息による増加額を計上します。

8 資産運用費用

（支払利息、商品有価証券運用損、有価証券売却損など）

1

2

3

4

5

6

資産運用収益を得るために要した費用で、有価証券売却損、有価証券評価損、貸倒引当金繰入額などを計上します。

*支払利息

生命保険会社の支払利息に計上されるものには、借入金利息、預り金利息、保険金・給付金等の支払遅延利息などがあります。

*商品有価証券運用損

〔「商品有価証券運用益」(38ページ)の解説をご参照ください〕

*金銭の信託運用損

信託銀行へ信託した金銭の運用結果が損失となった場合に計上します。

*売買目的有価証券運用損

〔「売買目的有価証券運用益」(38ページ)の解説をご参照ください〕

*有価証券売却損

有価証券を売却した場合、売却価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を計上します。なお、有価証券売却益と同様、有価証券の種類別に「国債等債券売却損」「株式等売却損」「外国証券売却損」に分類して表示します〔「有価証券売却益」(38ページ)の解説をご参照ください〕。

*有価証券評価損

減損処理により有価証券の時価評価した際の評価差損を計上します。有価証券評価損は、種類別に次のように分類して表示します。

- ・国債等債券評価損：新株予約権付社債を除く公社債および公社債投信から発生する評価損を計上。
- ・株式等評価損：株式、新株予約権付社債および株式投信から発生する評価損を計上。
- ・外国証券評価損：外国証券から発生する評価損を計上。

*有価証券償還損

公社債の償還金のうち、帳簿価額に達しない場合の差額(金利調整差額を除く)を計上します。

*金融派生商品費用

〔「金融派生商品収益」(38ページ)の解説をご参照ください〕

*為替差損

〔「為替差益」(38ページ)の解説をご参照ください〕

*貸倒引当金繰入額

資産の自己査定結果を踏まえ、個別貸倒引当金に繰り入れるもの以外の貸付金については、貸倒実績率等合理的な方法により算出した貸倒見込額を一般貸倒引当金として計上します。貸倒引当金繰入額には、当期の計上金額(繰入金額)から前期に計上した金額(戻入金額)を差し引いた金額を計上します。また、個別貸倒引当金や特定海外債権引当金の繰り入れについても同科目で計上しますが、当期に追加で繰り入れる金額から、回収等により引当不要となった金額の戻し入れを差し引いた額としています。逆に、当期の繰入額が戻入額より少ない場合には「貸倒引当金戻入額」として計上します。

*貸付金償却

貸付先の破産などの理由により、回収不能となった貸付金の償却額です。ただし、前事業年度以前に貸倒引当金にすでに積み立てられている金額(個別貸倒引当金)を相殺した後の金額を計上します。

*賃貸用不動産等減価償却費

減価償却費(固定資産の取得価額をその耐用期間の各事業年度に配分する手続き)の

うち、投資用不動産・動産などに係るものを計上します。

*その他運用費用

上記のいずれにも属さない資産運用に係る費用を計上します。具体的には、(1)投資に係る税金(消費税、固定資産税など)、(2)投資用不動産に係る費用のうち、a)賃借料等、b)登記手数料、c)維持・管理に係る委託料、光熱費、修理費等、などがあります。

*特別勘定資産運用損

〔「特別勘定資産運用益」(38ページ)の解説をご参照ください〕

9 事業費

新契約の募集および保有契約の維持保全や保険金などの支払いに必要な経費を計上します。一般企業の販売費及び一般管理費に類似します。

10 その他経常費用

主に、保険金据置支払金、税金、減価償却費、退職給付引当金繰入額を計上します。ただし、税金、減価償却費のうち、資産運用に係るものは資産運用費用に計上します。

*保険金据置支払金

保険金、給付金を生命保険会社に据置している場合、受取人からの請求または据置き期間の満了によって支払われた金額です。生命保険会社は、保険金、給付金を据置く場合、保険金据置受入金を計上して責任準備金の中に一旦留保し、これらを支払う場合には、据置き期間に対応する利息とともに、責任準備金を取り崩して支払います。

*税金

生命保険会社が税金として納付する金額を計上します。ただし、法人所得に係る税金は「法人税及び住民税」に、資産運用に直接係る投資関係税金は「その他運用費用」等に計上されるため、この科目には計上されていません。主なものは、印紙税、事業税、営業用資産に係る固定資産税・都市計画税などがあります。

*減価償却費

減価償却は、資産の取得価額を、その耐用期間の各事業年度の費用として配分するための経理上の手続きで、生命保険会社が保有する「固定資産」について、当年度に減価償却した金額を計上します。なお、投資用不動産等に係る減価償却費については「賃貸用不動産等減価償却費」(39ページ)において計上します。

*退職給付引当金繰入額

退職給付引当金の前期末・当期末の差額を計上します。

11 経常利益又は損失

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益(経常収益)から、発生する費用(経常費用)を差し引いた残額が経常利益です。なお、経常費用が経常収益を上回った場合には、その差額が経常損失となります。

特別損益

12 特別利益

臨時・突発的に発生する利益を計上します。主に、固定資産等処分益、保険業法第112条評価益などを計上します。

*固定資産等処分益

不動産・動産などを売却し、売却価額が、その帳簿価額と譲渡経費の合計額を超える

場合に、その差額を計上します。有価証券の売却益は、資産運用の一つの柱として、経常的かつ反復して行われていることから経常収益に含めており、不動産・動産などの処分益は、臨時・突発的に発生するということから、特別利益の中に含めています。

*保険業法第112条評価益

保険業法第112条に基づいて計上される株式の評価益です。保険業法では、市場価格のある株式の時価が、帳簿価額を超える場合、行政の認可を受けたうえで、その全部または一部分について評価益を計上し、責任準備金および配当準備金として積み立てることが認められています。

13 特別損失

臨時・突発的に発生する損失で、生命保険会社の通常の事業活動ではないものを計上します。主に、固定資産等処分損、価格変動準備金繰入額、不動産圧縮損などを計上します。

*固定資産等処分損

有価証券以外の不動産・動産などを売却し、売却価額が、その帳簿価額と譲渡経費の合計額を下回る場合に、その差額を計上します。さらに、この科目には、有価証券以外の資産に係る除却(取壊しなど)、災害・盗難による損失、および累積債務国に対する貸付金などの債権譲渡損失も計上します。

*減損損失

固定資産の減損に係る会計基準に基づき発生した損失を計上します。

*価格変動準備金繰入額

価格変動準備金への繰入額を計上します。逆に取り崩した場合は、「価格変動準備金戻入額」として特別利益に計上します〔「価格変動準備金」(37ページ)の解説もご参照ください〕。

*金融商品取引責任準備金繰入額

金融商品取引責任準備金への繰入額を計上します〔「金融商品取引責任準備金」(37ページ)の解説もご参照ください〕。

*不動産圧縮損

法人税法、租税特別措置法の規定に基づき、不動産の交換・換地・買換・収用などで圧縮記帳の適用を受け、新規取得資産の取得価額を減額させた額です(圧縮記帳とは、法人が資産を取得した際、取得価額よりも少なく帳簿に計上することです)。不動産圧縮損に計上した額だけ、不動産処分益を相殺することになり、法人税などの課税の繰延が行われます。不動産圧縮損相当額については剰余金(利益金)処分において圧縮積立金として処理されるものもあります。

14 契約者配当準備金繰入額(株式会社)

株式会社において使用される勘定科目で、保険契約者に対する配当金の支払財源となる契約者配当準備金への繰入額となります。なお、無配当保険のみ取り扱っている会社の場合は、この項目は存在しません。相互会社では配当準備金への繰り入れは総代会で決定する事項となっているため、損益計算書には記載されず、「剰余金処分に関する決議書」に記載されています。

15 税引前当期純剰余(純利益)又は純損失

経常損益に特別利益を加え、特別損失を控除したものです。株式会社の場合は、さらに「契約者配当準備金繰入額」を控除した金額となります(株式会社は、契約者配当準備金の繰り入れが株主総会の付議事項ではな

いため、決算時点で「契約者配当準備金繰入額」の控除を行っています。

16 法人税及び住民税

当年度の所得にかかる法人税、住民税の合計金額です。

17 法人税等調整額

税効果会計(20ページをご参照ください。)の適用に伴い生じる繰延税金資産と繰延税金負債の差額(その他有価証券にかかるものを除く)を期首と期末と比較し、法人税等負担が増加する場合はプラスで、減少する場合はマイナス(△)で表示します。

18 法人税等合計

法人税及び住民税、法人税等調整額等の合計金額です。

19 当期純剰余(純利益)又は純損失

税引前当期純剰余(純利益)から法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた純剰余(純利益)または純損失を意味します。

連結財務諸表関係の用語

1 持分法

連結決算では、原則的にすべての子会社を連結し、企業集団間の取り引きや債権債務等を消去します。ただし、関連会社および非連結子会社については、当該会社の純資産および損益のうち親会社に帰属する部分のみを連結します。これを持分法と言います。具体的には、A社がB社の株式の30%を所有しているれば、B社の利益の30%はA社に帰属するものと考えます。この場合、B社が100の利益を上げれば、30が連結計算書に取り込まれます。なお、連結財務諸表に重要な影響を与えない場合には持分法の適用会社としないことができます。

2 連結貸借対照表関係

*のれん

親会社の子会社に対する投資と子会社の資本を相殺消去するときを生じる差額を計上します。既存の企業の株式を取得する時に発生します。子会社に対する投資が子会社の資本を上回る場合には、「資産の部」に計上します。子会社に対する投資が子会社の資本を下回る場合には、原則としてその事業年度に特別利益(負ののれん発生益)として全額計上します。

*非支配株主持分

親会社以外の第三者が持つ子会社の持分を「純資産の部」に計上します。

*連結剰余金(相互会社)

税引後利益の累計を計上する科目で、個別財務諸表の剰余金などが含まれます。

*為替換算調整勘定

連結財務諸表を作成する際、海外の子会社を所有している場合には外貨を円貨に換算する必要があります。子会社の財務諸表は、資産および負債項目は期末レートで、資本項目は発生時又は取得時レートで換算されるため、為替差額が生じます。この為替差額を「純資産の部」に計上します。

3 連結損益計算書および連結包括利益計算書関係

*税金等調整前当期純剰余(純利益)又は純損失

個別財務諸表の「税引前当期純剰余(利益)

または純損失」にあたるものです。

*非支配株主に帰属する当期純剰余(純利益)又は純損失

子会社の親会社以外の株主である非支配株主持分の増減額を計上します。

*包括利益

「包括利益」とは、特定期間の財務諸表において認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分をいいます。純資産に対する持分所有者には新株予約権の所有者や子会社の非支配株主も含まれます。

*その他の包括利益

包括利益のうち親会社に帰属する当期純剰余(親会社株主に帰属する当期純利益)および非支配株主に帰属する当期純剰余(純利益)に含まれない部分をいいます。

経済価値ベースのソルベンシー規制関連の用語

経済価値評価

市場価格に整合的な評価または市場に整合的な原則、手法およびパラメータを用いる方法により導かれるキャッシュ・フローの現在価値に基づく評価をいいます。

経済価値ベースのバランスシート

ソルベンシー・マージン比率算出の基礎となるバランスシート(貸借対照表)です。会計上の貸借対照表をベースに、会計上負債に計上されている一部項目を純資産に計上し直すなどの「組替え」と、経済価値評価への「評価替え」を行って作成されます。

(「新規規制の計算イメージ図」(9ページ)の解説もご参照ください)

*現在推計

保有契約から生じる将来のキャッシュ・フロー(保険料収入、保険金支払、事業費支出等)を現在価値に換算した額です。

*MOCE (Margin Over Current Estimate)

保有契約から生じる将来のキャッシュ・フローは確定したものではないため、不確実性を反映するために現在推計に上乘せするマージンの額です。

*規制上の準備金

危険準備金、価格変動準備金等の合計額です。会計上は負債に計上しますが、経済価値ベースのバランスシートでは純資産として計上します。

控除合算手法

海外に保険子会社を所有している場合に、当該海外子会社の所要資本の額・適格資本の額を現地規制に基づき評価する手法です。ただし、国内規制においては適用対象が米国子会社に限定されているほか、控除合算手法を使用しないで計測したソルベンシー・マージン比率から大きく乖離しない範囲であること等の条件を満たす必要があります。

子会社株式に係る特例手法

(子会社株式へのルックスルー・アプローチの適用)

子会社が実際に保有する資産・負債をバランスシートに反映する手法であり、持分比率に応じて比例連結の方法を適用し所要資本の額・適格資本の額を計測することで、親会社単体のソルベンシー・マージン比率において子会社の経済実態を反映した評価を行うルックスルー・アプローチを適用するものです。

ソルベンシー・マージン比率

(「ソルベンシー・マージン比率」(8ページ)

の解説をご参照ください)

適格資本の額(支払余力)

予期せぬリスク発生時にその損失を吸収することができる資本を指します。

(「ソルベンシー・マージン比率の算出式」(9ページ)の解説もご参照ください)

*Tier1適格資本の額

ゴーイング・コンサーン・ベース(企業が将来にわたって事業を継続するという前提)および清算時に損失を吸収します。例えば資本調達のための株式や、利益剰余金(株式会社)、基金償却積立金(相互会社)などが該当します。

*Tier2適格資本の額

Tier1よりも損失吸収能力が劣後し、清算時にのみ損失を吸収します。例えば、一定の劣後債や基金(相互会社)などが該当します。

所要資本の額(リスク量)

保険リスク、市場リスク、信用リスクなど通常予測できる範囲を超える諸リスクについて、99.5%の信頼水準(200年に1回発生しうるレベルのリスク想定)に基づいた所定の方法で計算し、分散効果を反映したうえで統合して算出した額です。

(「ソルベンシー・マージン比率の算出式」(9ページ)の解説もご参照ください)

*生命保険リスクの額

生命保険契約等における実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得るリスクの額です。

*損害保険リスクの額

損害保険契約等における実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得るリスクの額です。

*巨大災害リスクの額

巨大自然災害等により実際の損害率等が通常の予測を超えることにより発生し得るリスクの額です。

*市場リスクの額

実際の市場変動が通常の予測を超えることにより発生し得るリスクの額です。

*信用リスクの額

保険会社等が保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由等により発生し得るリスクの額です。

*オペレーショナル・リスクの額

保険会社等の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であり、もしくは機能しないこと又は外生的な事象により生じ得るリスクの額です。

*マネジメント・アクションの効果の額

所要資本における各リスク段階で考慮するマネジメント・アクション(保険会社において特定の状況下で実行することが想定される、価格や配当等に関する戦略や方針の変更等の経営行動)の効果の額です。

*分散効果の額

性質の異なる複数のリスクを引き受けることでリスクを分散し、所要資本を低減する効果の額です。

会社固有のストレス係数手法

監督当局の承認を得たうえで、会社固有のストレス係数を用いて、生命保険リスクの額を算出することができる手法です。

(損害保険リスクにおいても同手法が認められています。)

金利リスクに係る内部割引率手法

監督当局の承認を得たうえで、内部割引率(内部管理上のソルベンシー・マージン比率における金利リスク計測時の割引率)を用い

1

2

3

4

5

6

て金利リスクの額を算出することができる手法です。

内部モデル手法

監督当局の承認を得たうえで、保険会社独自のモデルを用いて所要資本の額を算出することができる手法です。ただし、現時点の内部モデル手法の適用対象は巨大自然災害リスクに限定されています。

外国証券の種類別差異調整

外国証券の種類（国債、地方債、社債、株式、その他）別に、貸借対照表の計上額である会計ベースの額から、組替えおよび評価替えを行うことで経済価値ベースの額に調整する際の過程を示したものです。

保険負債の商品別差異調整

保険負債の商品別（個人保険、個人年金、団体保険、団体年金等）に、貸借対照表の計上額である会計ベースの額から、金利や株価等の経済前提の更新等の調整を行うことで経済価値ベースの額に調整する際の過程を示したものです。

感応度分析

〔ソルベンシー・マージン比率とあわせて確認することが有用な情報〕（12ページ）の解説をご参照ください）

変動要因分析

〔ソルベンシー・マージン比率とあわせて確認することが有用な情報〕（12ページ）の解説をご参照ください）

その他の用語

1 契約者懇談会

契約者懇談会とは、各生命保険会社が、広く全国各地のご契約者に、事業活動などを報告し、経営に対する理解を深めていただくとともに、経営に対するご意見・ご要望を直接伺い、業務の改善やサービスの一層の向上などに役立てることを目的として、全国の支社などで開催しているものです。なお、契約者懇談会の名称は会社によって異なる場合があります。

2 相互会社の評議員会

相互会社では、経営の適正を期するために、評議員会を設置しています。評議員は総代会において、学識経験者やサラリーマン、主婦など幅広い層の社員の中から選任され、会社が諮問する経営上の重要な事項について意見を述べるほか、契約者から寄せられた会社経営に関する意見・要望などについて審議します。なお、評議員会の名称は会社によって異なる場合があります。

3 標準責任準備金

責任準備金の積立水準は、積立方式と計算基礎率によって決まります。従来、責任準備金の計算基礎率には保険料の計算基礎率を用いていましたが、平成7年に改正、平成8年4月より施行された保険業法において「標準責任準備金制度」が導入され、責任準備金の積立方式だけでなく計算基礎率についても、監督当局が定めることになりました。つまり、標準責任準備金とは、保険会社が設定する保険料水準にかかわらず、監督当局が保険会社の健全性の維持、保険契約者の保護の観点から定める標準とする水準の責任準備金のことです。具体的には、新保険業法が施行された平成8年4月以降に締結した保険契約のうち金融庁長官が定めたものについて、次のような積立方式と計算基礎率により計算しています。

積立方式：平準純保険料式

予定死亡率：

日本アクチュアリー会が作成し、監督当局が検証したもの

平成8年4月1日以降平成19年3月31日までに締結する保険契約

生保標準生命表1996（死亡保険用、年金開始後用）に基づく予定死亡率

平成19年4月1日以降締結する保険契約

生保標準生命表2007（死亡保険用、年金開始後用）・第三分野標準生命表2007に基づく予定死亡率

平成30年4月1日以降に締結する保険契約

生保標準生命表2018（死亡保険用）・第三分野標準生命表2018に基づく予定死亡率

予定利率：

円建の保険契約

平成11年3月31日までに締結した保険契約
年2.75%

平成11年4月1日以降平成13年3月31日までに締結した保険契約
年2.00%

平成13年4月1日以降平成25年3月31日までに締結した保険契約
年1.50%

平成25年4月1日以降平成27年3月31日までに締結した保険契約
年1.00%

平成27年4月1日以降平成29年3月31日までに締結した平準払商品の保険契約
年1.00%

平成29年4月1日以降締結する平準払商品の保険契約
年0.25%

平成27年4月1日以降締結する一時払商品の保険契約の予定利率は国債の利回りを基準に3か月ごとに設定（例えば、令和8年4月の一時払終身保険の新契約に適用されるものは1.75%）

外貨建（米ドル建および豪ドル建）の保険契約

（平準払商品）

令和4年4月1日以降締結する平準払商品の保険契約の予定利率は社債（A格相当）の利回りを基準に年1回設定（例えば、令和8年4月の平準払保険（米ドル建）の新契約に適用されるものは2.75%）

（一時払商品）

令和4年4月1日以降締結する一時払商品の保険契約の予定利率は社債（A格相当）の利回りを基準に毎月設定（例えば、令和8年4月の一時払終身保険（米ドル建）の新契約に適用されるものは4.70%）

（平準払商品）

令和4年4月1日以降締結する平準払商品の保険契約の予定利率は社債（A格相当）の利回りを基準に年1回設定（例えば、令和8年4月の平準払保険（米ドル建）の新契約に適用されるものは2.75%）

（一時払商品）

令和4年4月1日以降締結する一時払商品の保険契約の予定利率は社債（A格相当）の利回りを基準に毎月設定（例えば、令和8年4月の一時払終身保険（米ドル建）の新契約に適用されるものは4.70%）

（平準払商品）

令和4年4月1日以降締結する平準払商品の保険契約の予定利率は社債（A格相当）の利回りを基準に年1回設定（例えば、令和8年4月の平準払保険（米ドル建）の新契約に適用されるものは2.75%）

4 劣後ローン・劣後債

劣後ローン・劣後債とは、破産などが発生した場合の元利金返済が、他の一般債権者に対する債務の返済よりも後順位に置かれる旨の劣後特約が付された無担保の貸付金・債券です。したがって債務ではありませんが、自己資本に近い性格を有していることから、生命保険会社においては、一定の範囲で適格資本の額への算入が認められています。劣後ローン・劣後債には、期限の定まっている期限付き劣後と期限の定まっていない永久劣後があります。生命保険会社が一般勘定において資産運用の一環として実行している劣後ローンの残高は、ディスクロージャー誌の「貸付金担保別内訳」において『劣後特約貸付』として表示されます。

5 責任準備金の積立率

ディスクロージャー誌で開示されている「責任準備金の積立率」とは、標準責任準備金対象契約に関しては監督当局が定める方式（「標準責任準備金」（19ページ）の解説もご参照ください）、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金および未経過保険料に対して、実際に積み立てている金額の割合を表しています。

6 三利源

「三利源」とは、予定事業費率に基づく事業費支出予定額と実際の事業費支出との差額である「費差」、予定死亡率に基づく保険金・給付金等支払予定額と実際の保険金・給付金等支払額との差額である「危険差（死差）」、予定利率に基づく予定運用収益と実際の運用収益の差額である「利差」の三つを指します。

「三利源」については、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を示す指標である「基礎利益」の内訳として開示している会社があります。

7 金融ADR制度

金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決手続（ADR）のことです。お客さまが、生命保険会社等の金融機関との間で十分に話し合いをしても問題の解決がつかないような場合に活用することができる制度です。

裁判外紛争解決手続とは、身の回りで起こるトラブルを裁判ではなく中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続です。

なお、ディスクロージャー誌には、指定紛争解決機関の商号又は名称等、金融ADR制度への対応内容に関して記載する必要があります。

